

市長辞職勧告決議

このたびの「情報システム専門官採用に係る調査特別委員会」は、一般地方公務員の公募方式での採用が、市長の裁量だけで行われたのではないかとして、地方自治法第100条による調査を開始したものである。委員会設置に当たり、東日本大震災という未曾有の災害に見舞われた本市では、その復旧・復興に向け全力で取り組んでいるさなかであったことから、議会としていかに本事件に対応すべきか議会内でも真剣な議論が重ねられた。

いうまでもなく地方自治体は、二元代表制による首長と議会で構成されている。首長に対して地方自治法で大きな権限が付与されていることから、議会はそのチェック機関として首長の権限事務を監視・抑制する役割を担っている。

まさに、名取市議会として苦渋の決断の結果、100条調査特別委員会が設置されたものである。12回に及ぶ調査特別委員会の調査結果は、情報システム専門官の採用が市長の独善的裁量により執行されたとしか言いようのないものであった。

このことにより、公平・公正であるべき一般地方公務員の採用に関する信頼性と、これに起因しての行政事務全般への信頼性は大きく揺らいでしまった。

また、市民や議会に対し、情報システム専門官の採用取り消しに至った一連の事実経過をいまだ報告することもなく無責任な態度に終始し、本事件に係る市政の最高責任者として、自らの責任を取ることをしていない。

よって、名取市議会は、地方自治の精神にのっとり、市長への辞職勧告決議案を提出し、本事件に係る市長への不信感を表明するとともに、佐々木市長の辞職を求めることを、ここに決議する。

平成23年10月11日

宮城県名取市議会